

木造3階建てと大規模木造に関する規制緩和(7)
大規模木造建築物の禁止と規制緩和(その5)
平成30年の改正

平成30年6月の建基法の改正内容とその政令改正案概要には、木造建築物の整備の推進や既存ストックの有効活用などの名のもとに、従来は自制されてきた実態危険を増す内容が含まれています。消防機関には、危険性を増さないためにどうすべきか、難しい問題が突きつけられています。

東京理科大学大学院
国際火災科学研究所
教授
小林恭一 博士(工学)

平成30年6月の建基法の改正と関連
政令改正にかかるパブリックコメント

大規模木造建築物の規制緩和をテーマに本稿連載中の昨年6月に建基法が改正され、このテーマにとって無視できない規制緩和がおこなわれました。公布後1年以内の施行を目指して、目下、政令と告示の改正案が作成されている最中で、政令改正案概要についてのパブリックコメントが公募されています。本テーマの最後に、この改正について考えてみます。

この改正法と政令改正案概要を読むと、非常に心配になりました。これまで述べてきたように、従来の改正は、木材等の使用対象を拡大する場合でも、改正前比べて

何とか防火安全性が落ちないように工夫されてきましたが、そのために条文が難解になった面も大きいのですが、今度の改正は、実態危険が増す可能性が高いと思われるからです。このような懸念から、私も所属する「日本防火技術者協会」では、長文のパブリックコメントを提出しました(協会HP参照)。

改正内容も防火安全上の問題点も広範にわたっていますが、ここではとりあえず、本稿の現在のテーマである大規模木造建築物等に関する規制緩和について、私の考えを整理してみたいと思います。

大規模の建築物の主要構造部等(建基法第21条関係)

旧対照表は表のとおりです。

まず、構造規制の対象が、従前の「高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超える建築物」から4階建て以上又は高さが16メートルを超える建築物に一段階高くなりました。軒高の制限が無くなったことについては実質的な意味はあまりないと考えますし、新基準の三号は、倉庫や車庫など避難危険とは別の視点から特殊建築物とされているものについては高さ13メートルの制限を残すという規定なので、大きな問題はなかなかなさそうです。

注意すべきは、3階建て以下でかつ高さ16メートル未満の建築物については一定の条件を満たせば木造等としても良い、となつてしまっています。そういう建築物でも、性能的に従来と同等以上なら、特に心配する必要はないわけですが、本日にそのようにしようか。

改正法では、その性能は「主要構造部を通常火災終了時間が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能」とされています。この「通常火

災終了時間」というのは、「建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間をい」とされています。この時間が長ければ厳しい性能が要求されますし、短ければ危険な建築物ができてしまう可能性があります。

今回示された政令改正案概要では、主要構造部の性能に関する技術的基準として、通常の火災による火熱が加えられた場合に、建築物の部分の区分に応じて表に定める時間が経過するまで、非損傷性・遮熱性・遮炎性を有する」と記されています。その「表」では、その時間は、屋根や階段(原則30分間)を除き、非損傷性能、遮熱性能、遮炎性能とも「通常火災終了時間」とだけ書かれており、下限値は45分間とされています。「通常火災終了時間」の具体的な算定方法は、国土交通大臣告示で定められるのだと思います。消防機関の立場から見れば、「消火の措置」の中に消防活動が入っているのかが否か、なども気になるように思います。いずれにしても、国土交通大臣告示のパブリックコメント

建基法第21条第1項の改正にかかると新

表 2018年6月27日の建築基準法第21条第1項の改正に関する新旧対照表

新規条文	改正前
次の各号のいずれかに該当する建築物(その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。))の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。)は、その主要構造部を 通常火災終了時間 (建築物の構造、建築設備及び用途に応じて通常の火災が消火の措置により終了するまでに通常要する時間をいう。)が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、その周囲に延焼防止上有効な空地で政令で定める技術的基準に適合するものを有する建築物については、この限りでない。	高さが13m又は軒の高さが9mを超える建築物(その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。))の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。)、第2条第九号の二に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物(政令で定める用途に供するものを除く。))は、この限りでない。
一 地階を除く階数が4以上である建築物	一 高さが16mを超える建築物
二 別表第一(一)欄(5)項又は(6)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、高さが13mを超えるもの	三 別表第一(一)欄(5)項又は(6)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、高さが13mを超えるもの

ト募集を注視していく必要があります。

耐火建築物等としなければならない
特殊建築物(建基法第27条第1項関係)

本条第1項については、平成26年の改正で「耐火建築物としなければならない」というフレーズがなくなり、火災建物にいる人のすべてが地上まで避難するまでの間、倒壊及び延焼を防止する性能を主要構造部に要求する、などという趣旨の規定に変わっています(この規定に適合する建築物を同条の見出しで「耐火建築物等」と略称しています)。ただ、その時は、3階建ての木造校舎を認めるようにすること以外の規定は、以前と実質的には変わっていませんでした(本誌拙稿第45回参照)。

昨年の改正では、耐火建築物等としなければならないとして列記されていた建築物の1号と4号に括弧書きが加わりました。

第1号は「別表第一(3)欄に掲げる階を同一表(欄)1項から(4)項までに掲げる用途に供するもの」となっていたのですが、その後ろに階数が2で延べ面積が200平方メートル未満のもの(同表(3)欄に掲げる階を同

表(欄)の項に掲げる用途で政令で定めるものに供するものにあつては、政令で定める技術的基準に従つて警報設備を設けたものに限る(を除く)が付加されました。劇場や物販店舗など火災の際の避難危険性が高い建物を3階建てとする場合、延べ面積が200平方メートル未満なら耐火建築物等としなくてもよい、とすることがあります。

ただし別表第一(欄)の項に掲げる用途(就寝施設や避難困難者が利用する施設)のうち政令で定めるものについては「警報設備を設けたものに限る」となっています。今回の政令改正案概要では、この「政令で定めるもの」の用途は、病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎及び児童福祉施設等(就寝利用するもの)とされていきます。児童福祉施設等には高齢者福祉施設等も含まれますので、有床診療所、グループホーム、保育園なども、警報設備を設ければ3階建て延べ面積200平方メートル未満までは耐火建築物等としなくてもよい、とすることがあります。

耐火建築物等というのは、拙稿第45回

で述べたように、事実上耐火建築物又は準耐火建築物のことですから、延べ面積200平方メートル未満までならグループホームや保育園が入る3階建ての建物を、そういう性能のない普通の木造とすることができる、ということがになります。

これはまずいのではないかと思います。この種の施設では、警報設備が作動しただけでは全員が安全な場所に自力で避難できるわけではありません。高齢者福祉施設等では、垂直避難は消防隊に期待して、救出されるまでの間、消防隊が救出しやすいう一階のなるべく安全な区画(できればバルコニー)に全員を待機させる(水平避難)というのが、初期消火に失敗した場合のほとんど唯の戦術になります(自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアルについて平成30年消防予第2508号)、本誌拙稿第18回(第21回参照)。待機中にフラッシュオーバーが起ころる可能性もあるわけですから、耐火建築物でもギリギリの状況なのに、普通の木造建築物ではとてもそんな戦術は取れません。もしこの改正が成立した場合、

このような建築物については、結局、スプリンクラー設備の初期消火に頼るしかない、ということがになります。

第4号については、第1号とほぼ同様に、「劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないもの」に階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除くが付加されています。

以上のように、法第27条第1項関係の政令改正案概要については、実態危険が増す内容が含まれています。日本の防火法令は、建基法による建築的要素と消防法による設備的要素・人的要素が協働して国民の安全を守る仕組みになっています。建築的要素が弱くなると、消防法がカバーする設備的要素と人的要素を強化しない限り、同水準の安全性は確保できませんし、実際のところ、それもなかなか難しいと思います。

「既存ストックの有効活用や木造建築物の整備の推進」などを旗印にした規制緩和圧力がよほど強いのかも知れませんが、国土交通省には、これまで積み重ねてきたフェールセーフのパーツを枚ずつ剥がしていくことのないよう、頑張してほしいと思います。